

金融商品取引所に上場されている 有価証券のお取引に関する説明書 (契約締結前交付書面) -外国株式オンラインサービス用-

この書面は、以下の有価証券のお取引に関するリスクや留意点を記載しており、金融商品取引法第37条の3の規定によってお渡しするものです。
あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問い合わせください。

<目次>

【リスクや留意点を記載している有価証券及びお取引】

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券のお取引……………P.1

【当社の概要】……………P.2

【野村の売買手数料表】

1. 本・支店のお客様……………P.3

2. 野村ネット&コール、ほっとダイレクトのお客様……………P.3

本書面に記載されている有価証券のお取引および契約は、クーリング・オフの対象にはなりません（金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません）。

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券のお取引

あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問い合わせください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券の売買^{*1}を受託する場合は、購入対価の他に【野村の売買手数料表】に記した売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券を当社との相対取引によって購入する場合（当社が取扱う募集等に応じていただく場合を含みます。）は、購入対価のみをいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただく場合がございます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国の金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します^{*2}。
- ・ 外国証券の売買、利払、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際は、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートを用います。

上場有価証券のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント、デリバティブ取引等（以下「裏付け資産」^{*3}といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券またはその裏付けとなっている有価証券の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券のうち、他の種類株式、社債、新株予約権、新投資口予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回るることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権、新投資口予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は新株予約権を、新投資口予約権証券は新投資口予約権を、それぞれあらかじめ定められた期限内に行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券の売買等は、次のいずれかの方法によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買（当社が取扱う募集、売出し又は私募に応じていただくものを含みます。）
- ・ 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

※1 「上場有価証券」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する同様のものを含みます。なお、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

○その他、留意事項

- ・ 上場有価証券の売買等は、クーリング・オフの対象にはなりません（金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません）。
- ・ 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

【当社の概要】

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又は お取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001年5月

○お問い合わせ先

お取引のある支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔 <総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40~19:00、土日 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く) 〕

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔 <お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。（ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください）

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

【野村の売買手数料表】（税込み）

1. 本・支店のお客様

外国株式（外国金融商品市場での取引）※国内での売買手数料

オンラインサービスでのご注文は基本料率（下記）から20%割引とします。

※オンライン料率といいます。

売 買 金 額	基 本 料 率
71,000円以下	11.0000%
71,000円超 75万円以下	7,810円
75万円超 500万円以下	1.0450%
500万円超 1,000万円以下	0.8250% + 11,000円
1,000万円超 5,000万円以下	0.6160% + 31,900円
5,000万円超 1億円以下	0.4180% + 130,900円
1億円超の場合	0.1980% + 350,900円

- ・国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等が必要となります。国により手数料、税金等が異なります。（国内での売買手数料以外は割引の対象外です。）
- ・上記の割合（%）は、売買金額（買いの場合は約定代金に外国金融商品市場における手数料・税金等を加算したもの、売りの場合は約定代金からこれらの手数料・税金等を減算したもの）に対して掛けることとなります。

2. 野村ネット&コール、ほっとダイレクトのお客様

○ オンラインサービス（パソコン・モバイル等）でのお取引の場合

外国株式（外国金融商品市場でのお取引）※国内での売買手数料

売 買 金 額	手 数 料	売 買 金 額	手 数 料
20万円以下	2,389円	200万円超 250万円以下	15,420円
20万円超 30万円以下	3,142円	250万円超 300万円以下	18,857円
30万円超 40万円以下	4,274円	300万円超 500万円以下	22,125円
40万円超 50万円以下	5,405円	500万円超 1,000万円以下	36,038円
50万円超 75万円以下	5,866円	1,000万円超 2,000万円以下	70,400円
75万円超 100万円以下	6,160円	2,000万円超 3,000万円以下	137,447円
100万円超 150万円以下	8,045円	3,000万円超 5,000万円以下	188,570円
150万円超 200万円以下	11,817円	5,000万円超	251,429円(一律)

※同一日に同一銘柄、同一取引（売り買いの別）について複数の注文が約定（成立）した場合、1日を通じた合計売買金額に対して手数料を計算します（1注文ごとの売買金額に対して手数料を計算するの比べ、割高になることがあります）。

※売買金額は、買いの場合は約定代金に外国金融商品市場における手数料・税金等を加算した金額、売りの場合は約定代金からこれらの手数料・税金等を減算した金額です。

※国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等が必要となります。国により手数料、税金等が異なります。

〈ご参考〉

○コールセンター（お電話）でのお取引の場合

外国株式

（外国金融商品市場でのお取引） ※国内での売買手数料

売 買 金 額	手 数 料	売 買 金 額	手 数 料
20万円以下	2,986円	200万円超 250万円以下	19,276円
20万円超 30万円以下	3,929円	250万円超 300万円以下	23,571円
30万円超 40万円以下	5,343円	300万円超 500万円以下	27,657円
40万円超 50万円以下	6,757円	500万円超 1,000万円以下	45,048円
50万円超 75万円以下	7,333円	1,000万円超 2,000万円以下	88,000円
75万円超 100万円以下	7,700円	2,000万円超 3,000万円以下	171,810円
100万円超 150万円以下	10,057円	3,000万円超 5,000万円以下	235,714円
150万円超 200万円以下	14,771円	5,000万円超	314,286円(一律)

売却代金が手数料に満たない場合は、受渡代金がマイナスになるため、不足金額をご入金いただく必要があります。

お支払いいただきます手数料（税込）は端数処理の関係により、本表の手数料率に基づく計算結果より少なくなる場合があります。